

交付申請書の記入例

1. 補助金等交付申請書

(1) 経費所要額 ・ ・ ・ 生垣工事全体の金額。ブロック塀の取り壊し分も含みます。

(2) 交付申請額 ・ ・ ・ 実際に補助対象となる額。

以下の説明を参照して、計算してください。

- ・ 原則として、道路に面する延長×補助額＝交付申請額 です。
 - ・ 1mあたりの費用が補助額に満たないときは、実費で計算してください。
 - ・ 100円未満の端数は、切り捨てになります。
- ★ なお、交付申請額は、会計上訂正印で直せませんので、申請時に窓口で記入をお願いします。

～補助額～

生垣設置	→5,000円/m	20mまで	限度額100,000円
ブロック撤去	→3,500円/m	20mまで	限度額70,000円

(3) 着手・完了日 ・ ・ ・ 工事着手日及び完了日は予定で結構です。

(4) 植栽本数 ・ ・ ・ 生垣の延長1mにつき、樹木は2本以上の植栽です。

(5) 工事金額 ・ ・ ・ 工事にかかる金額＝経費所要額 です。

生垣工事に取りかかるのは、交付決定通知が届いてからにしてください。

交付決定前の着工は補助の対象になりませんので、よろしくをお願いします。

2. 工事見積書

業者委託 . . . 社名と代表者名が見積書に記載されているもの。

自主工事 . . . 申請者が作成したもの。

見積書に含まれるのは

（ 樹の種類、支柱、肥料、土壌改良剤、堆肥、諸材料、諸経費、
※造園工、※運搬費、などです。 ）

※は自主工事には含まれません。

3. 納税証明書

納税証明書 . . . 全ての市税が記載されている、前年度のものをお願いします。

市役所の市民税課で交付しています。

建築確認の写し . . . 申請のときに住所が福島市にない場合には、建築確認の写しを提出してください。

市役所の開発建築指導課で交付しています。

4. 公図の写し

公図の写し . . . 生垣設置対象場所が記載されているものをお願いします。
法務局で交付しています。

建築確認の添付書類として公図を持っている場合は、その写しを提出してください。

5. その他必要と認められる書類

必要に応じて申請に必要な書類を提出していただく場合があります。

～注意事項～

- ・ 会計上、修正液は使えません。直す箇所に、訂正印を押印してください。

- ★ ただし、（ 3 ）の交付申請額は訂正できませんので、申請時に窓口で記入をお願いします。

繰り返しになりますが、審査後に交付決定通知を送りますので、工事はその通知が届いた後に着工するようお願いします。